

京都市告示第145号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成17年4月1日

京都市東山区長 伊藤忠夫

(東山区役所区民部課税課)